

る可能性はあるわけですね。

松畠：その通りです。

高橋：遡及効についてはどうでしょう。遡及効というのには、今日、法律ができた。その法律が、過去の犯罪にまで遡って適用されて補償されることです。

松畠：ドイツには遡及効があります。補償法は1976年になります。当初は1976年以降の犯罪被害者しか補償の対象になっていました。ところが法律の施行後も、過去の性犯罪被害者や児童虐待について申告するケースが見られ、それらを救済する必要性が認識され、8年後に法改正を行いました。これにより1949年から1976年についても補償の対象となりました。

高橋：ここでフランスのケースについて、小木曾先生にうかがいたいのですが。

小木曾：フランスでは、まず補償の対象になる犯罪が過失を含み、さらに一定の財産犯が対象になります。補償される人の範囲は、フランス国籍を有する人だけでなく、EU国籍を有する人、適法に滞在している外国人も含まれます。外国で犯罪に遭った場合もフランス国籍の人は補償の対象になります。被害者に責任があれば、補償金減額の対象になります。犯罪の種類との関わりで言えば、被害者が亡くなっていたり、あるいは1カ月以上働けなくなるような重大な障害を受けたり、強姦などの性犯罪では全額補償の対象となります。ただ、保険に加入しているかどうかは考慮されます。働けなくなる期間が1カ月未満の障害や財産犯の場合は、収入条件があります。2008年には家計の総収入で、月収1,328ユーロ未満です。犯罪によって重大な物的的な損害を被っていて、他の補償が受けられないという条件が満たされると、補償される金額は上限で3,984ユーロ、1ユーロ130円で50万円前後です。



小木曾 綾 中央大学法科大学院教授

申請する場合、まず地方裁判所に設けられている補償委員会に書類を出します。これが補償基金へ送付され、2ヵ月以内に基金から被害者に補償額が提示されます。被害者が同意すれば、そのまま支給されます。支給額に不満があれば、裁判所に設けられた審査委員会に書類が戻され、そこで補償基金と検察官および被害者の間で審理が行われ、裁定が下ります。この裁定には不服申立てをして争うことができます。

補償される損害には、葬祭の費用、心理的苦痛、遺失利益、働きなくなったことによる収入の減額、介護の費用なども含まれます。岡本さんのような火傷などの場合には、その痕が残ることについても勘案されます。

また、最近の法律改正で、程度の軽い障害といった補償制度から漏れるケースの補償や、裁判所から損害賠償命令が出たにもかかわらず加害者に資力がないというケースに関して、補償基金から立て替えられる制度が始まりました。1,000ユーロ以下の場合は全額、それを超える場合は3,000ユーロを限度として、言い渡された額の30%が立て替えられます。

実りある犯罪被害者救済制度の早期実現を目指して

高橋：日本にも損害賠償命令制度ができましたが、加害者がお金を持っていないケースが多いため、判決が紙切れになっています。フランスでは国が少しでも立て替え払いしてくれる制度が昨年から始まったようです。

あすの会では、こうした海外事情を踏まえ試案を作りました。

松畠：まず補償法は、犯罪被害者等は固有の権利として國から補償を受ける権利を当然有しているということを前提とします。補償の程度については、被害者が事件以前の生活水準を回復するに足るものでなければならぬとします。そして過去の被害についても、遡って補償の対象とします。また、加害者と親族関係にあるといった形式的なことで制限するようなことはできないものとします。併給調整についても、加害者からの賠償金や他の社会給付等が得られた場合の減額は行いません。最も重要な補償内容ですが、医療費、カウンセリング、介護といったサービスについては無償で受けられるものとする。病院への通院費、住宅や車をバリアフリーにするといった改造費、環境整備費、車いすや義肢等の補装具の費用も全額補填します。一時金としての給付金は、自動車事故の慰謝料額を基準に支給します。療養を必要とする場合、その期間、休業補償を支給し、